

岐阜県条例第十二号

岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定に基づき、知事が指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定めるものとする。

(標識の寸法)

第二条 法及び省令の規定に基づき条例で定める指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

区分	寸法
<p>一 法第十五条第一項に規定する指定猟法禁止区域及び法第三十五条第一項に規定する特定猟具使用制限区域に設置する標識</p>	<p>制札 一辺の長さ三〇センチメートル以上</p>
<p>二 法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び法第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域に設置する標識</p>	<p>標柱 太さ 一辺の長さ九センチメートル以上 地上部分の長さ 二〇〇センチメートル以上 制札 長さ 三六センチメートル以上 幅 四五センチメートル以上</p>
<p>三 法第三十四条第一項に規</p>	<p>標柱</p>

<p>定する休猟区に設置する標識</p>	<p>太さ 一辺の長さ九センチメートル以上 地上部分の長さ 一二〇センチメートル以上 制札 一辺の長さ三〇センチメートル以上</p>
<p>四 省令第三十六条に規定する特別保護指定区域に設置する標識</p>	<p>制札 長さ 七〇センチメートル以上 幅 九〇センチメートル以上</p>

備考 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。